

議案第71号

港区プールの衛生管理に関する条例の一部を改正する条例について

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「改正法」といいます。）により、生活衛生関係営業（旅館業、興行場等）の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、事業譲渡による営業者の地位の承継に関する事項が追加されました。

改正法の趣旨を踏まえ、港区プールの衛生管理に関する条例（昭和50年港区条例第27号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正の背景・理由

プールの営業については、規制する法律がないため、区では独自に条例で規制しています。

令和5年6月14日、改正法が公布され、生活衛生関係営業の事業譲渡について、営業者は新たに許可を取得することなく地位を承継できるようになりました。これを受け、プールの営業についても生活衛生関係営業と同様に、事業譲渡の場合でも営業者の地位が承継できるように条例の一部を改正します。

2 改正内容

プール営業を譲渡したときの手続（届出）の規定を追加します。

3 施行期日

改正法の施行の日

※改正法の公布の日（令和5年6月14日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

港区プールの衛生管理に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(地位の承継)</p> <p>第三条の二 前条第一項の許可を受けた者（以下「許可経営者」という。）がプール営業を譲渡し、又は許可経営者について相続、合併若しくは分割があつたときは、当該プール営業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該プール営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該プール営業を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(地位の承継)</p> <p>第三条の二 前条第一項の許可を受けた者（以下「許可経営者」という。）について相続、合併又は分割があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該プール営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該プールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p>

2| この条例による改正後の港区プールの衛生管理に関する条例第三
条の二第一項の規定は、この条例の施行の日前にプール営業の譲渡
があった場合における当該プール営業を譲り受けた者については、
適用しない。